

# 国土ニュース

第244号 令和5年2月1日

発行:株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)

〒162-0814 東京都新宿区新小川町6-36 S&Sビル2階

TEL:03-5227-3601 FAX:03-5227-3604

<https://www.kokudokouei.co.jp>

編集責任者:上甲 寛

## 相続時精算課税大幅拡充

昨年12月16日に、2023年度の与党税制改正大綱が決定しました。今回は、伝帳法やインボイス関係、防衛費増税等多くの改正事項が盛り込まれていますが、以前から盛んに議論され、また議論の内容が徐々に明らかになってきた贈与税の大改正についても、遂に詳細がみえてきました。

まず、暦年課税(1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税される方式のこと。ただし、1人当たり年間110万円の基礎控除額があるため、贈与を受けた金額が110万円以下なら贈与税の申告が不要)についてみてみると、現行、相続開始前3年以内に暦年課税による贈与を受けた財産は、相続税に持ち戻して計算するルールですが、この期間は4年増加し、7年に

### 生前贈与の相続財産への加算

亡くなる前3年→7年に

#### 2023年12月31日までの贈与に適用される制度

例:2023年5月1日に亡くなった場合



#### 2024年以降の贈与から適用される新制度

例:2031年5月1日に亡くなった場合



ています)。出典:上図、右図共に(相続会議)朝日新聞デジタル

但し、従来の3年と比べると、倍以上の期間に遡って相続財産への持ち戻しとなるため、相続の開始時期によっては、従来のような相続対策としての生前贈与が「無意味」になる可能性も十分あり得ます。合わせて相続開始後の、贈与財産の遡及把握についても年数が増える分、税理士等の労力が増大し、総じてデメリットが増えました。

一方で、もう一つの贈与方式である相続時精算課税(2,500万円の特別控除があり、同一の父母または祖父母からの贈与において限度額に達するまで何回でも控除することができ、2,500万円までの贈与には贈与税がかからない。贈与額が2,500万円を超えた場合には、超えた額に

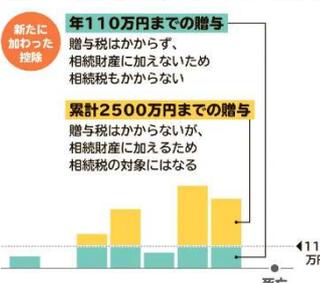
対して一律20%の贈与税が課税されるが、その贈与税は相続時に相続税額から差し引かれ、相続税額が少ない場合は差額が還付される)ですが、こちらは大幅にメリットが拡充されました。現行の制度では、贈与額が2,500万円を超えた場合、その後は都度必要だった少額贈与の申告が、年110万円までは、非課税につき不要となります。

さらに、精算課税を適用した後の「年110万円」については、暦年課税の7年遡及が適用されず、相続発生時に持ち戻しの対象となりません。

また、相続時精算課税は、贈与時の時価評価で相続税を計算するため、贈与後に災害などがあり、財産価値が下落した場合でも、税額に反映されないというリスクがありました。この点も一定の被害を受けた場合には、被害を受けた部分について控除できることとなりました。

これまでの贈与では、相続から遡って3年を超えて110万円ずつ贈与しさえすれば相続財産に加算されないことと、受贈者にも特段の制限がなく、構造がシンプルでわかりやすい暦年贈与の方が、圧倒的に人気がありました。

### 新しい相続時精算課税制度(2024年1月~)



新たな相続時精算課税制度は  
これまでの贈与税の特別控除(累計2500万円)に、  
新たに基礎控除(年110万円)が追加

対して相続時精算課税は、まとまった額の財産を一括贈与する場合には有効(暦年贈与は累進課税のため4,500万円を超えると55%の税金が掛かるが、精算課税の場合は前述のとおり、一律20%で収まる)でしたが、一度当該者同士で相続時精算課税を選択した場合は、暦年贈与に戻すことができず、また、少額の贈与についても都度申告が必要ということで、非常に「使いにくい」方式でした。

そのため、今回の改正では、相続時精算課税のマイナス部分を補い、更に「特典」をつけることによって、元々暦年課税より「課税の公平性が高い」と言われている相続時精算課税の活用を促したいという思惑が見えてきます。

但し、今すぐのスタートではなく、新制度の適用は2024年1月1日以降の贈与からの適用となります。そのため、今年は一先ず現行制度の暦年課税で贈与しておき、来年になってから新制度の相続時精算課税を活用するケースが多発するのではないかと考えられます。

新制度において相続時精算課税は非常にメリットが大きいのと思われるが、相続時精算課税の根本である、暦年贈与に戻れないというルールはそのままです(暦年課税の110万円控除と、相続時精算課税の110万円控除は異なります)。今後は正式な施行を注意深く見守りながら、贈与者の年齢や、財産の額、相続人の数など様々に考慮し、どのような承継方法がふさわしいのか、顧問の税理士を交えじっくりと検討していく必要があると見られます。

## 主役交代

早くも来年の話で恐縮ですが、2024年(令和6年)、20年振りに改刷(お札の絵柄・デザインを変えること)さ

れます。日本銀行（以下日銀）は、昨年9月までに福沢諭吉がデザインされた1万円札をはじめ、樋口一葉の5千円、野口英世の千円の製造は終了しており、現在は新しく1万円の渋沢栄一、5千円の津田梅子、千円の北里柴三郎バージョンにて量産中です（既に昨年6月より製造開始）。

昨年製造が終了したものの、現在流通しているお札は「E券」と呼ばれています。日銀では、お札の発行順を表すため、戦後発行された順番に ABCD と割り振り、現在は第5世代のお札が使われています。

日銀が1885年（明治18年）に第1号のお札を発行してから、現在まで53種類のお札が発行されていますが、最初のシリーズ（明治中期頃～昭和10年頃）は「甲、乙、丙、丁」次のシリーズ（日中戦争～終戦前頃）では「い、ろ、は」で区別されていました。

日本の紙幣採用人物一覧			
登場年	人物	人物の概要	採用された額
1881年	神功皇后 (古墳時代の第14代天皇)	「三韓征伐物語」の中心人物	1円、5円、10円
1888年	菅原道真 (学者・政治家)	学問の神様として著名な人物	5円、20円
1889年	武内宿禰 (大臣)	神功皇后と共に新羅征伐に関わったとされる歴史上の人物	1円、5円、200円
1890年	和氣清麿君 (貴族)	僧侶・道鏡が天皇位を得ようとした画策を阻止した人物	10円
1891年	藤原藤足 (政治家)	大家の改新を成し遂げた人物	20円、100円、200円
1930年	聖徳太子 (皇族/政治家)	仏教文化の開花に貢献した人物	100円、1000円、5000円、10000円
1945年	日本武尊 (皇族)	日本書紀や古事記に伝わる歴史上の英雄	1000円
1946年	二宮尊徳 (農民思想家)	吾学のち一家を再興した努力家	1円
1948年	板垣退助 (政治家)	倒幕に関わったのち、自由民権運動を主導した人物	50銭、100円
1951年	高橋是清 (政治家)	総理大臣や大蔵大臣を務めた人物	50円
1951年	岩倉具視 (政治家)	鹿藩置県を行い、近代集権国家を築いた人物	500円
1963年	伊藤博文 (政治家)	大戸孝允、高杉晋作と協同して尊王攘夷運動を行った人物	1000円
1984年	夏目漱石 (小説家)	「吾輩は猫である」「こころ」などで知られる人物	1000円
1984年	新渡戸稲造 (思想家)	「武士道」を英語で世界に紹介した人物	5000円
1984年	福沢諭吉 (思想家)	「学問のすすめ」などで知られる人物	10000円
2000年	紫式部 (作家)	「源氏物語」などで知られる女性作家	2000円
2004年	野口英世 (学者)	黄熱病の研究など、医療の発展に尽力した人物	1000円
2004年	樋口一葉 (小説家)	「たけくらべ」や「にごりえ」などの小説で知られる人物	5000円
2024年 (予定)	渋沢栄一 (実業家)	道徳経済合一を掲げ約500の企業を創設した人物	10000円
2024年 (予定)	津田梅子 (教育)	女子の英語教育を推進した人物	5000円
2024年 (予定)	北里柴三郎 (学者)	伝染病や細菌学の研究に尽力した人物	1000円

参照：ManegypPより加筆修正

す。理由として日銀は2つ挙げています。1つ目は偽造防止です。人間は人の顔をみることに慣れており、肖像がほんの少しでもずれたりぼやけたりしていても違和感を持つ能力が備わっているため、肖像画を多用しているようです（最近のお札での例外は、2000円の守礼門のみ）。2つ目は、お札に親近感を持ってもらうためです。その国でよく知られている政治家、文化人、有名人などを描き、その人物の業績などを再認識してもらい、親近感を持ってもらうことで、お札についても認識を深めてもらいたい意図があります。

もう1点、偽造防止の観点からみると、世界のお札の肖像画で採用される男女比率（男性約90%、女性約10%）が大幅に異なっている理由がわかります。

日本のお札も樋口一葉や神功皇后など一部を除きほとんどが男性ですが、男性の肖像画の多くは髭や皺、髪の毛など細かく複雑な線で描く必要があります。これらの線が複雑で、かつ、多いほど偽造し難くなります。翻って、女性には髭がありませんし、皺も男性に比べて少ないです。合わせて凹凸の繊細な顔や表現をするには高度な印刷技術が必要になるため、肖像で採用され難くなっているのです。



出典：image navi

最後に、お役立ち情報の一つ。万が一お札が「破損」してしまった場合交換してくれるのか否かについての基準についてみてみましょう。交換の基準は以下の3つです。

- ・お札全体の3分の2以上残っている場合→**全額交換**
- ・お札全体の5分の2以上3分の2未満の場合→**半額交換**
- ・お札全体の5分の2未満→**交換不可**

上記の基準を満たしていれば、日本銀行の本・支店、(市中の金融機関でも取り次いでもらえる可能性有)へもっていくと交換してもらえます。

さて、今回の改刷では、様々な効果（タンス預金のあぶり出し、市中で使用している機械の更新等による景気の回復、お札の原板作成の彫士の技術の伝承など）が期待されています。来年どうなっているのか、今から楽しみです。

トリネーシステム業務提携先 (令和5年2月現在)

- 東京税理士協同組合
- 東京地方税理士協同組合
- 千葉県税理士協同組合
- 埼玉県税理士協同組合
- 名古屋税理士協同組合
- 東海税理士協同組合
- 京都税理士協同組合
- 滋賀県税理士協同組合
- 大阪・奈良税理士協同組合
- 神戸税理士協同組合
- 阪神三税協 (伊丹・尼崎・西宮)



国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
- ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
- ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
- ④中小企業のM&A、事業再生

などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

- 本社：03-5227-3601
- 横浜支店：045-651-2841
- 名古屋支店：052-588-2322
- 関西支店：075-212-2801
- 大阪事務所：06-6920-5551